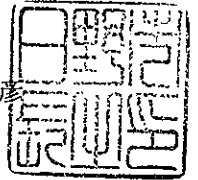




日子保第1135号
令和5年3月23日

社会福祉法人吹上会
理事長 高木 順一 様

日野市長 大坪 冬彦



改善命令について

子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第39条第4項に基づき、下記のとおり、改善勧告に係る必要かつ適切な措置・対策を講ずることを命ずる。

なお、改善が図られない場合や回答がない場合は、法40条第1項に基づき確認の取消し等の措置を行う場合があることを申し添える。

記

- 1 施設名
吹上多摩平保育園（日野市多摩平6丁目1番地の2）
- 2 改善すべき事項
別紙「改善命令書」のとおり
- 3 改善状況の報告
本通知の到達日から起算してから20日以内に文書にて改善状況を報告すること。
- 4 その他
2の改善に当たっては、将来にわたり継続して基準を遵守できるよう十分に検討した上でこれを行い、その改善状況又は方策について具体的資料を添付して報告すること。

【担当】

日野市子ども部保育課整備調整係
電話：042-514-8972（直通）
FAX：042-583-4198
E-mail：hoiku@city.hino.lg.jp

改善命令書

1 対象施設 吹上多摩平保育園（日野市多摩平6丁目1番地の2）

2 総論

日野市が、社会福祉法人吹上会（以下「吹上会」という。）が運営する吹上多摩平保育園（以下「当該施設」という。）に対して行った令和4年7月22日付け日子保第409号「改善勧告」記載の「改善を要する事項」について、令和5年1月6日受付「弁明書」、同年1月23日付け「質問書」に対する同年2月10日受付「回答書」、その他当該施設の複数の関係者へのヒアリング調査等の結果、正当な理由なく改善勧告に係る措置がとられていない事実が認められたことから、以下の改善命令を行う。

3 市が認定した事実

令和4年1月17日付け「令和3年度日野市特定教育・保育施設に対する実地指導の実施について（通知）」に基づき、同年3月8日から11日までに実施した職員個別ヒアリング調査の結果等から、当該施設において当時職員であったAが以下の行為を繰り返し行っていることが認められた。

- ・児童に対して大声で怒りながら全身で羽交い絞めにする行為、児童に対して片手で頭より高く上げて乱暴に床に置く行為等の暴力行為。
- ・児童に対して「いい加減にしろ」等と大声で怒鳴る行為、「早く人間になれ」等と説教する行為等の威圧的な言動及び園児の心を傷つける行為。
- ・特定の女児だけを膝上に乗せて抱きしめる行為、女児にくっついて添い寝する行為等の女児に対する過剰・不当な身体接触行為。
- ・懲罰と称して、外遊び等に1人だけ連れていかず、他の保育士に保育を頼まずに保育室に放置する行為。

上記の各行為は、虐待行為その他児童の心身に有害な影響を与える行為（以下「虐待行為等」という。）に当たる。

4 改善勧告における「改善を要する事項」

- ①児童に対する虐待の防止等のために直ちに必要かつ適切な措置を講ずること。
- ②児童の人権に十分に配慮し人格を尊重した保育を行うこと。

5 正当な理由なく改善勧告に係る措置がとられていない事実

（1）虐待行為等について

ア 改善勧告以降に認められた虐待行為等

市のヒアリング調査等の結果、Aは、改善勧告以降においても、当該施設において以下の虐待行為等を繰り返し行っていることが認められた。

- ・大声で怒鳴りながら児童の身体を強く締め付けて押さえつけこめかみ辺りを拳でグリグリする行為、自分の顎を児童の頬に押し付けて痛めつける行為等の暴力行為。
- ・児童の耳元で小さい声で「いい加減にしろ」等と脅す行為、大きな声で「いい加減にしろ」等と怒鳴る行為、長時間説教する行為等の威圧的な言動及び園児の心を傷つける行為。

・懲罰と称して、外遊び等に1人だけ連れていかず、他の保育士に保育を頼まずに保育室に放置する行為。

イ 虐待行為等に対する吹上会の対応

①個別の再発防止策

「弁明書」によると、Aは、令和4年12月20日付けで吹上会を退職したとのことである。しかし、市のヒアリング調査等の結果、Aが退職するまでの間、吹上会は上記虐待行為等を知りながら、Aに対して指導教育を実施せず、また、Aを担任や保育現場から外す等の個別の再発防止策を講じていた事実は認められなかった。

②虐待行為等に対する園の認識

吹上会は、「回答書」において、Aの行為は「虐待行為等」と評価された行為があったという認識を示している一方で、「実際には、園児が行っていた危険な行為等を抑制する行為であったと考えております。」と行為の正当性を主張している。

しかしながら、当該施設でAにより繰り返し行われた子どもに対する暴力行為、威圧的な言動及び園児の心を傷つける行為、女兒に対する過剰・不当な身体接触行為、園児を保育室に放置する行為等の虐待行為等については、いかなる理由があっても行ってはならない行為である。

(2) 組織的再発防止策について

ア 施設内虐待に関する研修等

①職員研修

吹上会は、「弁明書」において、令和4年6月24日に虐待防止に関する園内研修を実施したとする。しかし、本研修の内容は、施設職員による虐待防止研修ではなく、家庭内虐待に関するものであった。また、吹上会は、同年9月7日付け改善報告書において、同年7月29日の職員会議にて、改善への意識の統一・向上を図ったとする。しかし、市の調査の結果、同会議では、吹上会理事からAの虐待行為等を否認する発言があり、再発防止策等の説明はされなかったことが確認できている。その他に、施設内虐待に関する研修が十分に行われているとは認めることはできなかった。

②虐待防止マニュアルの研修

令和4年8月1日に策定した虐待防止マニュアルについて、少なくとも同年12月16日の改善勧告に従わない旨の公表以降に室内に掲示されていることは確認できた。しかし、職員に対して、同マニュアルの説明や研修が十分に行われているとは認めることができなかった。

イ 適切な組織体制について

①園長について

吹上会は、「弁明書」において、当時の理事長兼園長が令和4年12月31日をもって園長職を辞任し、以降は主任保育士が園長代行を務めるとしている。しかし、市の調査の結果、当該主任保育士は現在も担任保育士を継続しており、園長業務を代行している事実は認められなかった。

②理事長変更

吹上会は、「回答書」において、令和5年1月26日に新理事長が就任し、同人により指導管理を行っていくと回答していた。

しかし、市の調査によると、前理事長兼園長及び吹上会理事は、東京都の特別指導検査における調査に対し、勉強会と称して、本来園職員が自らの意思で回答すべき内容等について事前に指導・指示し、また、事後に園職員が実際にした回答内容を確認する等の事実が確認できている。

したがって、新理事長就任以降も、実質的に従前の体制が継続していると言わざるを得ず、吹上会のガバナンスが機能していない。

③外部アドバイザー

吹上会は、「回答書」において、外部アドバイザーを新たに選任したとする。しかし、市の調査によると、就任したとされる令和4年12月26日以降に、同人による園視察や職員研修が行われた事実は認められない。したがって、外部アドバイザーによる改善措置が適切に行われたとは認めることができない。

(3) 保護者への説明責任

吹上会は、令和4年9月7日付け改善報告書、「弁明書」及び「回答書」において、保護者に対して、改善勧告、職員Aの退職、園長の辞任、理事長の変更等について説明会等の方法で説明を行ったとする。

しかし、市の調査の結果、吹上会は、保護者に対して、虐待行為等や再発防止策に関して十分な説明を行っておらず、また、「市は納得した」、「園長兼理事長に辞めてもらった」、「5月には必ず新規受入再開してくれと市に言われた」等と虚偽の説明を行っていることが認められた。

6 改善命令

以上から、当該施設においては、虐待行為等が何ら対策なく放置され、事実関係や原因の調査分析が行われていないこと、施設内虐待等に関する職員研修や適切な組織体制の構築が行われておらず、組織的再発防止策が十分に講じられていないこと、職員・施設を管理運営する立場にある者として保護者への説明責任を果たしていないことが認められる。

したがって、吹上会においては、当該施設において、児童に対する虐待の防止等のために必要かつ適切な措置を講じたとは認められず、また、児童の人権に十分配慮し人格を尊重した保育を行ったとは認められないため、以下のとおり改善を命令する。

(1) 児童に対する虐待の防止等のために、以下のとおり、直ちに必要かつ適切な措置を講ずること。

ア 虐待行為等が行われ、長期間にわたり何ら対策なく放置されていたことについて、事実関係と原因を調査・分析し、その責任を明らかにした上で、検証結果を市に報告すること。

イ 再発防止に向けた虐待防止マニュアルを職員に周知徹底し、また、施設内虐待等の不適切保育に関する職員研修の充実等の組織的な再発防止策を講ずること。

ウ 令和4年度在園児保護者及び令和3年度卒園児保護者に対して、説明会等の方法により上記アの検証結果及び上記イで講じた組織的再発防止策の内容について、速やかに誠実に報告すること。また、保護者の意見を真摯に受け止め、適切に対応すること。

(2) 児童の人権に十分に配慮し人格を尊重した保育を行うため、以下のとおり、直ちに必要かつ適切な措置を講ずること。

ア (1) ア～ウの措置を講じ、適切な保育を行う体制を構築すること。

イ 吹上会が行うとした新理事長等による内部の体制変更及び外部のアドバイザーによる改善措置等により、適切な保育を行う体制を構築すること。

7 根拠となる法令等の条項

- ・子ども・子育て支援法第39条第4項
- ・日野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等指導監査実施要綱第15条第2号
- ・児童福祉法第33条の10
- ・児童虐待の防止等に関する法律第3条

- ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第25条（平成26年内閣府令第39号）
- ・保育所保育指針第1章1(5)ア、2(2)イ(ア)②、③（平成29年3月31日厚労告第117号）
- ・東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第5条、第10条
- ・日野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第3条第2項、第4項

8 教示

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、日野市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、日野市を被告として（訴訟において日野市を代表する者は日野市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。